

ゆめのたね放送局会員規約
(FCS 岐阜スタジオ)

第1条 (規約の適用)

この会員規約 (以下「本規約」という) は、ゆめのたね放送局 (以下「当団体」という) と、会員との関係に適用します。

入会申し込みをいただいた時点で、本規約を承認したものとみなす。

第2条 (会員資格)

1. 会員とは、本規約に同意し、当団体が定める入会申込書に必要事項を記入し、書面又は電磁的方法をもって当団体に提出の上、第3条に定める会費の支払いにより、当団体が入会を承諾した個人及び団体をいう。

2. 当団体の会員は、以下のとおりとする。

(1) 正会員

(2) 準会員

(3) ジュニア会員

※1、2 (高校生以下の会員)

3. 会員及び利用者は、その資格や地位を第三者に譲渡、貸与等する事は出来ない。

※1 ジュニア会員は、パーソナリティへのロイヤリティが発生する音源販売は出来ない。

※2 高校生以下の範囲は、18歳以下の児童・生徒を基本とする。

第3条 (会費)

正会員費は、入会時期、番組数、収録回数によって金額が異なる。

(1) 2018年11月までに入会した会員が1人で1番組を持つ場合は、毎月11,000円(税込)とする。

(2人以上で番組を持つ時も、各人に正会員費が発生する)

(2) 2018年11月までに入会した会員が1人で2番組を持つ場合は、22,000円(税込)とする。

(3) 2018年11月までに入会した会員が2人で3番組を持つ場合は、16,500円(税込)とする。

(4) 2018年11月までに入会した会員が夫婦や親子でラジオ番組を持つ場合、子供が18歳以下か、子供が20歳以下の学生の場合は11,000円(税込)それ以外の場合は家族(2人)で16,500円(税込)とする。

(5) 2018年11月以降に入会した会員が、1人で月1回の収録、もしくは月2回収録の1番組を持つ場合は、毎月13,200円(税込)とする。(2人以上で番組を持つ時も、各人に正会員費が発生する)

(6) 2018年11月以降に入会した会員が、1人で月4回収録の1番組を持つ場合は、毎月16,500円(税込)とする。(2人以上で番組を持つ時も、各人に正会員費が発生する)

(7) 2018年11月以降に入会した会員が、1人で月1回の収録、もしくは月2回収録の2番組を持つ場合は、毎月26,400円(税込)とする。

(8) 2018年11月以降に入会した会員が、1人で月4回収録の2番組を持つ場合は、毎月33,000円(税込)とします。

- (9) 2018年11月以降に入会した会員が、2人で月1回の収録、もしくは月2回収録の3番組を持つ場合は、19,800円(税込)とする。
- (10) 2018年11月以降に入会した会員が、2人で月1回の収録、もしくは月2回収録と月4回収録の3番組を持つ場合は、23,100円(税込)とする。
- (11) 2018年11月以降に入会した会員が、2人で月4回放送の3番組を持つ場合は、24,750円(税込)とする。
- (12) 2018年11月以降に入会した会員が、夫婦や親子で月1回の収録、もしくは月2回収録の番組を持つ場合は、子供が18歳以下か、子供が20歳以下の学生の場合は13,200円(税込)それ以外の場合は家族(2人)で19,800円(税込)とする。
- (13) 2018年11月以降に入会した会員が、夫婦や親子で月4回収録の番組を持つ場合は、子供が18歳以下か、子供が20歳以下の学生の場合は16,500円(税込)それ以外の場合は家族(2人)で24,750円(税込)とする。
準会員費は毎月8,250円(税込)とする。
ジュニア会員費は毎月8,800円(税込)とする。
会費は、前月毎月25日に指定の口座へ自動振り込みの手続きを行い支払う。
支払い済みの月会費については、理由の如何を問わず返金はしない。
会費支払いの遅延、滞納があった場合、収録・放送を停止する。
※ ジュニア会員は、月1回の収録、もしくは月2回収録の1番組を持つことができる。
- (14) 岐阜スタジオに関してはフランチャイズ運営のため、上記以外の方法を認めるまたは拒否する場合がある。

第4条(入会の拒否)

当団体は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 入会申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規約に反する恐れのある場合
- (3) 当団体を除名された場合
- (4) 1. その他、前各号に準ずる場合で、当団体が入会を適当ではないと判断した場合
当団体は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない。
 - ①暴力団員
 - ②暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関連企業関係者
 - ⑤総会屋等
 - ⑥社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団関係者
 - ⑦その他、上記(1)から(6)に準ずる者また当団体が判断した者

第5条(変更届出)

- 1. 会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を当団体に届け出るものとする。
- 2. 前項に規定変更通知の不在によって、当団体からの会員への通知、書類等が遅延又は不達になったとしても、当団体はその責を負わないものとする。

第6条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をした時
- （2）本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき
- （3）除名されたとき

第7条（休会・退会及び復会）

1. 会員は、休会希望月の3ヶ月前までに当団体が別に定める休会届により、書面又は電磁的方法を持って当団体に提出して、休会することができる。

- （1）休会時に未払金のある場合は、休会手続きと同時に料金を完納させる。
- （2）休会者が復会する場合は、復会希望月の1ヶ月前までに当団体に申出するものとする。

2. 会員は、退会希望月の3ヶ月前までに当団体が別に定める退会届により、書面又は電磁的方法を持って当団体に提出して、退会することができる。

- （1）退会時に未払金のある場合は、退会手続きと同時に料金を完納させる。

第8条（除名）

当団体は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することができる。

- （1）会費が支払われないとき
- （2）内外の諸法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- （3）当団体、他の会員又は第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害したとき
- （4）当団体、他の会員又は第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- （5）会員登録にかかわる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- （6）当団体の名誉と信用を失墜させる行為をしたとき
- （7）当団体の会員規約に違反したとき
- （8）政治団体または宗教団体へ勧誘行為をしたとき
- （9）いかなる業種・職種においても強引な勧誘活動や販売などの迷惑行為をしたとき
- （10）1. その他、前各号に準ずる場合で、当団体が会員として不適切と判断したとき
2. 除名になった方は、ゲスト出演も含め当団体の施設を利用することはできない。

第9条（「ゆめのたね放送局」ロゴの使用）

1. 会員は「ゆめのたね放送局」の名称およびロゴは個人の名刺、Facebook、Twitter等の宣伝目的に限り使用できるものとする。

2. 会員は、自社の社名、各種法人、店舗名および企業ロゴ、店舗ロゴと合わせて「ゆめのたね放送局」の名称、およびロゴを使用する場合は、使用許諾を必要とする。

合わせて使用するとは、名刺の場合は、表(に団体名)と裏(にゆめたね)など、相手から同一媒体と判断される場合を含む。

3. 会員は「ゆめのたね放送局」のロゴを変形、加工等は禁止とする。

4. 会員は、「ゆめのたね放送局」の名称及びロゴの使用停止を当団体から求められた場合、即座に使用を停止するものとする。

第10条（個人情報の取扱）

- (1) 当団体は、会員の個人情報を厳重に管理する義務を負う。
- (2) 個人情報の開示
 - ・当団体は、ゆめのたね放送局本局と業務提携を行っており、必要に応じて申込者の個人情報を共有する。
 - ・当団体は、裁判所や警察署の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けたとき、申込者の個人情報を開示することがある。
- (3) 個人情報保護管理者の職名、所属及び連絡先
当団体は、次の者を個人情報の保護管理者として任命し、個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止する保護策を講じています。
ゆめのたね 放送局 岐阜スタジオ 局長 藤田将史
電話番号：058-201-4700
- (4) 個人情報の委託当団体は事業運営上、業務の一部を外部に委託している。
業務委託先に対しては、個人情報を適切に取扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持などによりお客様の個人情報の漏えい防止に必要な事項を取決め、適切な管理を実施させる。

第11条（自己責任の原則）

当団体は以下の場合にあっても一切の責任を負わないものとする。

- (1) 会員が当団体の活動に基づいて損害を受けた場合
- (2) 器機・回線等の故障、停電、天災等の不慮の事態等その他の理由により本団体の活動に中断、遅延が発生した場合
- (3) 当団体の責によらない理由でコンピューターウィルスの感染、不正アクセス等による情報の流出、改竄等が発生し、その結果として会員及び利用者が損害を受けた場合

第12条（損害賠償）

1. 会員が、本規約に反し、又はそれに類する行為によって当団体及び第三者が損害を受けた場合、当該会員は、これを賠償責任を負う。

第13条（違約金）

会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、次項の違約金を当団体に支払うものとする。

- (1) 会員がラジオ番組開始6ヶ月以内で休会・退会をされる場合
- (2) 会員が収録ブース予約の前日キャンセルをされる場合
- (3) 会員が収録ブース予約の当日キャンセルをされる場合

2. 違約金の金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 6ヶ月分の会費より休会・退会をされた時期の差額会費
- (2) 収録ブース前日当日キャンセル 1, 000円
- (3) 収録ブース予約当日キャンセル 2, 000円

第14条（放送事故に関する対応）

下記の場合による放送事故に関しては、以下の対応とする

- ・送信設備、番組送出設備等おける放送局側の過失放送事故
- ・操作ミス、放送進行上における手違いによる「人為事故」

- ①責任者より番組パーソナリティへ連絡
 - ②放送局ホームページにて案内文の掲載
 - ③パーソナリティへ当該放送分の音声データ（URL）をメッセージにて送付
- ※放送にて使用している楽曲や書籍など著作権のある部分は除く

第15条（定めのない協議の事項）

本規約に定めのない事項は、本局とスタジオオーナーの協議のうえ権利利益を尊重し決定する。

第16条(合意管轄)

本規約において訴訟の必要が生じたときは、岐阜県地方裁判所の管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第17条（規約の改正）

当団体は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本規約を改正又は順次追加することができる。

（附則）

本規約は2015年5月24日より実施します。

2016年5月1日改定

2016年6月14日改定

2016年8月5日改定

2018年10月13日改定

2018年11月18日改定

2019年5月1日改定

2019年7月20日改定

2019年10月1日改定

2020年5月5日改定（岐阜スタジオによる改定）

2021年1月3日改定（岐阜スタジオによる改定）